平成２２年（フ）第９７６６号
奈良市学園緑ヶ丘２丁目７番19号
債務者　山村　孝幸
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　暢春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５１１号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番40―309号、前住所奈良県大和高田市甘田町10番13―305号
債務者　木下　尚士
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1641番地の９
債務者　新保　　正
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３号
奈良県橿原市上品寺町９番地の27　ビバリー八木203
債務者　渋谷　幸二
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
奈良県大和高田市礒野東町２番19号、前住所奈良県大和高田市大中南町４番54―405号
債務者　西岡　慶之
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾665番地４、前住所奈良県葛城市葛木54番地３
債務者　藤田　隆史
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
奈良県大和高田市礒野東町４番24号、住民票上の住所京都府相楽郡精華町大字菱田小字東川原２番地94
債務者　伊勢　善充
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
奈良県御所市大字茅原172番地の36
債務者　中垣　　忍（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４号
福岡県京都郡苅田町大字集2724番地15
債務者　梶原　秀一
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
北海道山越郡長万部町字大浜75番地の13
債務者　工藤　武光
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３号
函館市西桔梗町828番地３
債務者　滝澤真美子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
岐阜県海津市平田町高田888番地２　雇用促進住宅１号棟401号
債務者　服部　善廣
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７号
岐阜県安八郡神戸町大字加納260番地の１
債務者　安川　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
奈良県御所市大字戸毛1098番地の１
債務者　川田　悦代
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番32―103号
債務者　柴原　宜明
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
奈良県宇陀市菟田野区古市場1323番地の70　市営住宅下川原団地320号
債務者　河嶌　保子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７１６号
名古屋市西区名駅２丁目34番17号　セントラル名古屋712号
債務者　オフィスルナーこと　石川　勝久
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部